

建築局が所管する外郭団体の 団体経営の方向性及び協約案について

本市では、外郭団体について、協約に基づく経営改善を進めています。

平成27年度からの新たな協約の策定にあたっては、「横浜市外郭団体等経営向上委員会」（以下、経営向上委員会）において、団体ごとの経営の方向性と協約について審議が行われました。

このたび、経営向上委員会の答申を受け、建築局が所管する外郭団体について、平成27年度からの団体経営の方向性を定め、新たな協約の案を団体と協議のうえ作成いたしましたので、ご報告いたします。

今後は3月下旬を目途に新たな協約を策定し、平成27年度以降、その取組状況について適宜報告してまいります。

1 横浜市外郭団体等経営向上委員会答申について

(1) 委員会審議の経過

平成26年10月 横浜市外郭団体等経営向上委員会設置
～平成27年1月 委員会での審議を実施
平成27年2月 横浜市外郭団体等経営向上委員会答申提出

(2) 答申の概要

全外郭団体を対象とした、これまでの経営改革の取組状況や、団体を取りまく環境の変化等を踏まえた審議をもとに、団体ごとの経営の方向性（団体分類）が示されました。

(3) 答申における団体分類

以下の4つの分類から、団体ごとに決定しています。

- ア 統合・廃止の検討を行う団体
- イ 民間主体への移行に向けた取組を進める団体
- ウ 事業の再整理・重点化等に取り組む団体
- エ 引き続き経営の向上に取り組む団体

2 各団体にかかる答申

(1) 横浜市住宅供給公社

- ア 団体経営の方向性（団体分類）
事業の再整理・重点化等に取り組む団体（上記1の（3）ウ）
- イ 方向性に関する意見
民間事業者等が担えない事業に重点化するとともに、今後も民間事業者等の参入状況を踏まえながら事業の見直しを図ること。

(2) 横浜市建築保全公社

- ア 団体経営の方向性（団体分類）
引き続き経営の向上に取り組む団体（上記1の（3）エ）
- イ 方向性に関する意見
 - ・ 団体との役割分担については、市としての整理が一定程度図られた。
 - ・ 入札業務のあり方については、市の業務の効率化とあわせて中長期的な課題として検討すること。

3 各団体にかかる団体経営の方向性及び協約案の概要

(1) 横浜市住宅供給公社

ア 団体経営の方向性（団体分類）

事業の再整理・重点化等に取り組む団体

イ 方向性の考え方

- ・ 社会的ニーズが増大している高経年化マンションや居住者の高齢化への対応など、民間事業者等の参入状況を踏まえながら、公益性が高い分野の政策課題に重点的に取り組みます。
- ・ 単年度黒字経営を維持し、団体の自立・健全経営を推進します。
- ・ 事業の重点化に対応する人材育成を進めます。

ウ 協約の期間

平成 27～29 年度

エ 協約の内容

(ア) 公益的使命の達成に向けた取組

- ① 高齢者・子育て世帯等の市民の住まいに関する悩みや不安に応えるため、市民向け相談イベントを実施します。
- ② 市営住宅の管理について、継続的な入居者サービスの質の向上のため、これまでのノウハウを活かし、他の指定管理者との検討会を運営していきます。
- ③ 環境に配慮した持続可能な住宅地のモデルとして、花咲町6丁目地区に、子育て支援や多世代交流など、地域課題の解決に向けた複合建築物を整備します。

(イ) 事業の再整理・重点化等に向けた取組

- ① 建物の高経年化や居住者の高齢化など、様々な課題が顕在化するマンション・団地等に対して、住民発意の団地再生を支援するため、講演会・出前講座を実施します。

(ウ) 財務の改善に向けた取組及び業務・組織の改革

- ① 自立した健全な経営を維持するため、単年度黒字を継続します。
- ② 事業の重点化等に対応した人材育成を推進するため、人材育成方針の見直し、職員向け研修を実施します。

(2) 横浜市建築保全公社

ア 団体経営の方向性（団体分類）

引き続き経営の向上に取り組む団体

イ 方向性の考え方

- ・ 本市公共建築物の維持保全業務の専門的实施機関として、「安全」、「迅速」、「高品質」な修繕事業の実施や、培ってきた修繕技術の普及啓発などに取り組みます。
- ・ 入札業務の効率性・透明性の向上や積算業務における効率化などの取組を進め、市と公社の密接な協力関係のもとに一層効率的な組織運営を進めます。
- ・ 入札業務については、現状では公社で行うことが最も効率的・効果的ですが、今後の本市業務の効率化などの様々な環境の変化をとらえて検討を重ねていきます。

ウ 協約の期間

平成 27～29 年度

エ 協約の内容

(ア) 公益的使命の達成及び事業の重点化等に向けた取組

- ① 修繕工事を「安全」、「迅速」、「高品質」に施工し、施設管理者の修繕工事に関する満足度の維持・向上を図ります。 (修繕事業)
- ② 建築基準法第 12 条点検、劣化調査によるデータ蓄積等の調査機能を強化し、長寿命化対策に貢献します。 (調査研究事業)
- ③ 建築関係に携わる技術者や施設管理者を対象とした安全管理・技術研修会を実施するなど、公益事業を積極的に展開します。 (普及啓発事業)

(イ) 財務の改善に向けた取組及び業務・組織の改革

- ① 「電子入札システム」の導入や「入札等評価委員会」の設置・運営により、効率的で透明性の高い入札等業務を運営します。
- ② 人材育成では、様々な機会をとらえて研修を実施するとともに、より一層固有職員が活躍し中心となる組織体制構築のため、固有職員の管理職登用を進めます。

4 添付資料

(1) 「団体経営の方向性及び協約案」(建築局所管団体部分)

(2) 「団体経営の方向性及び協約に関する答申」(建築局所管団体部分)

団体名	横浜市住宅供給公社	所管課	建築局住宅政策課
-----	-----------	-----	----------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

1 (2) 公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像		地域課題の解決を目指したまちづくり			
現在の取組		環境・少子高齢化・防災等の地域課題に対応しながら、これまでに拠点駅周辺の市街地整備や環境未来都市の推進に貢献する環境配慮型のモデル住宅を供給するなど、市の施策に対応した先導的住宅・まちづくり事業に取り組んでいます。			
協約期間の主要目標		環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築（花咲町6丁目地区）	25年度実績	基本計画・基本設計	目標数値 竣工・引き渡し
具体的取組	団体	地球温暖化、少子高齢化や災害への対策等の課題に対応した「環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築」（花咲町6丁目地区等）を推進します。花咲町6丁目地区において、民間企業との協働により、多世代居住や地域の医療・福祉サービスの提供等を実現し、地域課題の解決を目指した複合建築物（住宅、医療・福祉施設、子育て支援施設、商業施設等）の整備を進め、事業を完了します。			
	市	横浜市住生活基本計画をはじめ、西区のまちづくり方針や区政運営方針等の本市施策と当該事業計画（花咲町6丁目地区）との調整を関係局区及び団体と連携して進めるとともに、事業の進捗状況について情報を共有します。 子育て支援・多世代交流・生活支援・防災強化等、地域課題の解決に向けた地域の核となる複合建築物としての整備を進め、建築物環境配慮制度（CASBEE横浜）や地域子育て応援マンション認定制度など、市の制度認定の活用をはかります。			

1 (3) 事業の再整理・重点化等に向けた取組

団体の目指す将来像		公益的使命等の実現強化に向けた事業の重点化			
現在の取組		公益的使命等の実現強化に向けた事業の重点化に関する取組として、高経年化したマンションや団地等の再生支援を進めています。 公社既分譲団地（43団地）等を対象に、23年度から個別相談や無料講演会等を継続して実施しているほか、24年度より団地建替え推進コンサルタント業務（桜台団地）等を開始し、居住者等のニーズや課題に対応しながら団地再生支援に取り組んでいます。			
協約期間の主要目標		マンション・団地等の再生支援	25年度実績	普及啓発・相談支援 43団地、出前講座 3回	目標数値 普及啓発・相談支援 50団地、講演会 1回・ 出前講座 3回
具体的取組	市	集合住宅の再生に向けて、将来像を共有するための住民主体の取組支援や支援専門家派遣、合意形成支援等、各々の状況に応じた様々な支援メニューの充実を図るとともに、建替えを円滑に進めるための誘導手法の検討を行います。 また、団体の人材やノウハウを活用し、コーディネート機能を十分に発揮させ、住民が自主的に行う活動を団体と連携して支援していきます。			
	団体	建物の高経年化や居住者の高齢化など、様々な課題が顕在化するマンション・団地等に対して、住民発意の団地再生を支援する取組を進め、相談業務や講演会・出前講座を実施するとともに、市内の他のマンション・団地等に対しても支援の充実を図ります。 また、市街地再開発事業や共同化事業など地域の再生に向けた街づくり支援にも取り組みます。			

2 財務の改善に向けた取組

団体の目指す将来像		自立・健全経営の維持			
現在の取組		単年度黒字を維持しています。			
協約期間の主要目標		①黒字経営の維持 ②損失補償対象借入金の借入条件の改善	25年度実績	①3.03億円／年（単年度黒字額） ②実績なし	目標数値 ①1億円／年（単年度黒字額） ②借入条件の交渉
具体的取組	団体	①公益的使命の達成に取り組むこととあわせて、全体としては収支バランスのとれた自立・健全経営に取り組みます。賃貸事業等の経常的な業務による単年度黒字額の目標を毎年度1億円とします（単年度黒字額＝当期損益－分譲事業損益）。 ②市の損失補償を設定している借入金について確実な償還を実施し、金融機関等との借入条件の見直しに着手します。			
	市	損失補償を設定している借入金について、団体と連携して借入条件の見直しに取り組むとともに、必要に応じて金融機関等への働きかけを行います。			

団体名	横浜市住宅供給公社	所管課	建築局住宅政策課
-----	-----------	-----	----------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）			
3 業務・組織の改革			
団体の目指す将来像		事業の重点化等に対応した人材育成の推進	
現在の取組		職員の能力向上を進めるため、階層別研修などの基礎研修等を実施しています。	
協約期間の主要目標		25年度実績	目標数値
①人材育成方針の見直し ②職員向け研修等の充実		①実施なし ②4回/年	①見直し・改正 ②6回/年以上
具体的取組	団体	団地再生・まちづくり、高齢者福祉など事業関連分野における専門的知識・能力の向上と女性職員の視点や発想が活かせる組織を目指した「人材育成方針」の見直し・改正を進めます。また、職員向けの研修等の充実を図ります。	
	市	団体の人材育成に向けて参考となる資料や情報を積極的に提供するとともに、市が実施する団体職員の出席が可能な研修やイベント等について参加の呼びかけを行います。	

団体経営の方向性及び協約に関する答申 【横浜市外郭団体等経営向上委員会】

団体概要（平成27年1月1日現在）			
団体名	横浜市住宅供給公社	所管課	建築局住宅政策課
代表者	理事長 浜野 四郎	基本金	10百万円 (市出資割合100.0%)
外郭団体としての必要性、役割	昭和41年の設立以来、市民の居住水準の向上や住環境の整備等、市の住宅政策の一翼を担ってまいりましたが、今後は、より一層、公益性の高い事業への取組を充実させていく必要があります。社会的ニーズが増大している分野（環境・少子高齢化・防災）や住宅セーフティネット等、民間では充足されない事業への重点化を進める必要があります。 また、民間事業者が既に実施している分野においても、団体の公益的立場から市民に一つの判断材料を提供していくことに存在意義、役割があります。		

所管局が考える団体経営の方向性及び協約（素案）			
所管局が考える団体経営の方向性（団体分類）	事業等の再整理に取り組む団体	団体経営の方向性及び協約の期間	平成27～29年度
		（参考）「経営改革方針」の分類	事業等の再整理が必要な団体
方向性の考え方（理由）	団体を取り巻く環境は大きく変化しており、住宅市場の成熟が進む中で、量・質的に民間事業者では充足されない部分について対応していく必要があります。改めて、団体に求められる役割を整理し、社会的ニーズが増大している高経年化マンションや居住者の高齢化への対応、住宅セーフティネット、環境に配慮したまちづくりなど、公益性が高い分野の政策課題に重点的に取り組みます。 また、引き続き、単年度黒字経営を維持し、市の援助を前提としない団体の自立・健全経営を推進するとともに、事業の重点化に対応する人材育成を進めます。		

【協約の概要】

安全・安心な市民の住まい・まちづくりの実現には、団体が先導的・先駆的な取組を通じて、本市住宅施策の推進に貢献していくことが必要です。
 企業やNPO等との連携・協力を進めることにより、市民に対するサービスの向上を図るとともに、これまで培ってきた団体の人材やノウハウを活用し、コーディネート機能をより一層強化します。

区分	協約期間の主要目標	25年度実績	29年度目標
公益的使命の達成に向けた取組	①住まい・まちづくりに関する相談機能の充実 ②公的賃貸住宅等の管理による住宅セーフティネットの推進	①出前講座等での事業周知 ②市営住宅指定管理者検討会 4回/年	①市民向け相談イベント 2回/年 ②市営住宅指定管理者検討会 4回/年
	環境に配慮した持続可能な住宅地モデルの構築（花映町6丁目地区）	基本計画・基本設計	竣工・引き渡し
事業等の再整理に向けた取組	マンション・団地等の再生支援	普及啓発・相談支援 43団地、出前講座 3回	普及啓発・相談支援 50団地、講演会 1回・出前講座 3回
財務の改善に向けた取組	①黒字経営の維持 ②損失補償対象借入金の借入条件の改善	①3.03億円/年（単年度黒字額） ②実績なし	①1億円/年（単年度黒字額） ②借入条件の交渉
業務・組織の改革	①人材育成方針の見直し ②職員向け研修等の充実	①実施なし ②4回/年	①見直し・改正 ②6回/年以上

素案に対する横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申

団体経営の方向性（団体分類）	事業の再整理・重点化等に取り組む団体	方向性に関する意見	民間事業者等が担えない事業に重点化するとともに、今後も民間事業者等の参入状況を踏まえながら事業の見直しを図ること。
関連意見（市及び団体の検討にあたっての参考とすべきもの）	横浜市の住宅施策は、団体の活用を考えるのではなく、民間事業者等が参入しやすい仕組みをつくるべきである。 団体を取り巻く環境が大きく変わったことから、公社所有資産の管理や団体固有の技術・ノウハウを活用した事業など、公社でなければならない事業に特化すべきである。		

団体名	公益財団法人 横浜市建築保全公社	所管課	建築局営繕企画課
-----	------------------	-----	----------

協約（団体の経営向上等に向けた団体及び市の取組）

1（2）公益的使命の達成に向けた取組

団体の目指す将来像	建築関係に携わる技術者や施設管理者に向けた安全管理・技術研修会を実施するなど、公益事業を積極的に展開します。（普及啓発事業）				
現在の取組	工事施工中の第三者被害を防止するため、26年度は足場の安全性、仮囲いの安全性を重点項目とし、研修会等を実施しました。 ・工事事故事例を業界団体との意見交換会で取り上げるとともに、ホームページで公表し、再発防止を図っています。 ・技術力の向上、修繕技術の質の向上に向け、省エネ機器の実証的導入結果に関する研修会を実施しました。				
協約期間の主要目標	研修会参加者数(開催回数)・研修の満足度維持	25年度実績	706名(4回)・研修満足度92%	目標数値	710名(4回)・研修満足度92%
具体的取組	団体	引き続きこれまでの実績を踏まえ、工事施工中の第三者被害の防止を中心に、年度毎に安全対策の重点項目を決め、具体的に分かりやすく、安全意識の向上につながる研修会を実施します。また、技術力の向上、修繕技術の質の向上のため、長寿命化対策、環境性能向上、地球温暖化対策等、研修参加者のニーズに適合した研修会を開催していきます。これらにより、研修参加者及び研修満足度を維持します。			
	市	研修会等の普及啓発事業については、市の広報媒体等を活用した効果的なPRにより、広く事業の参加を促進します。			

2 財務の改善に向けた取組及び業務・組織の改革

団体の目指す将来像	①業務執行状況や収入・支出の状況を適切に把握するとともに業務改善を行い、より効率的で透明性の高い組織運営を目指します。 ②増加傾向にある修繕事業に対応し、建築基準法第12条点検、施設の保全計画の策定支援などの調査・研究事業、安全管理や施設管理者に対する研修会の開催などの普及啓発事業を推進します。これらを通じ、技術を蓄積しながら、より一層固有職員が活躍し、中心となる組織体制を構築し、活力ある組織を目指します。				
現在の取組	①毎月、業務執行状況、収入・支出の状況を把握・検討し、進捗管理を行っています。 ・利用者の利便性向上のため、電子入札システムを、業界団体と調整しながら平成27年1月に導入する予定です。 ・入札及び契約の公正性・透明性の向上のため、工事の安全性、適正な施工の確保等も含め、幅広く意見をいただく第三者機関である、入札等評価委員会を平成27年1月に設置する予定です。 ②今後発生する年度毎の退職予定者に対応し、計画的な採用、適正配置に向けて人員配置計画を作成しました。 ・固有職員の育成では、新採用職員研修、昇格者研修、不祥事防止研修等の実施や業務に必要な資格の取得支援を行っています。				
協約期間の主要目標	①効率的で透明性が高い入札等業務の運営	25年度実績	①入札を書面で実施 開札：34日、350時間 ・入札等評価委員会未設置	目標数値	①電子入札実施 開札：なし ・入札等評価委員会運営
	②固有職員の管理職登用		②固有職員管理職 係長7名 課長以上0名		②固有職員課長職3名程度
具体的取組	団体	①引き続き毎月の進捗管理を行い、より一層公平性・透明性の高い組織運営を行います。 ・電子入札では、利用者の意見を聞きながら利用者とともに作り上げ、安定的に運用させます。 ・入札等評価委員会の意見や評価に基づき必要な業務改善を行い、より透明性を確保します。委員会をPDC Aサイクルのチェック機能に組み込み、業務改善を進めます。 ②採用時、昇任時研修など現在の取組に加え、他都市の先進的な修繕事例の調査や外部研修への参加を積極的に推進し固有職員の人材育成を図り、管理職、特に課長職への登用を進めます。			
	市	団体における入札業務の効率化・適正化を推進するため、市に準じた業務システムの導入等を支援します。また、人材育成については、市主催の関連研修への参加受入れ等により支援します。			

団体経営の方向性及び協約に関する答申 【横浜市外郭団体等経営向上委員会】

団体概要 (平成27年1月1日現在)			
団体名	公益財団法人 横浜市建築保全公社	所管課	建築局営繕企画課
代表者	理事長 浜野 四郎	基本金	30百万円 (市出資割合100.0%)
外郭団体としての 必要性、役割	<ul style="list-style-type: none"> 当公社は、昭和61年に設立され、公共建築物修繕工事の相談、現地調査、保全計画の策定、設計、積算、発注、工事監理、検査・引渡し、アフターケアを一貫して行う専門機関としての役割を果たしてきました。また、平成23年度には公益財団法人として、再スタートしております。 施設老朽化の進展の中で業務量は増加傾向(平成26年度予算127億円)にあります。公共建築物の適正な維持保全業務を行い、施設の安全性と利便性を高め、もって市民福祉の増進に寄与します。 施設の修繕や法定点検等(建築基準法第12条点検・劣化調査)のデータを蓄積することにより、修繕実施機関としての専門性を高め、公共建築物の長寿命化対策の一翼を担います。 長年培ってきた修繕技術、新しい工法や材料に関する調査研究により得られた成果を、研修に活かすなど普及啓発を行い、公益法人として広く社会に還元します。 		

所管局が考える団体経営の方向性及び協約(素案)			
所管局が考える 団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に取り組む団体	団体経営の方向性及び協約の期間 (参考)「経営改革方針」の分類	平成27～29年度 事業等の再整理が必要な団体
方向性の 考え方 (理由)	<ul style="list-style-type: none"> 市、民間、公社の効率的・効果的な役割分担について、建築局と公社により検証・検討を行いました。その結果、公社設立時の社会的背景や現在に至るまでの経緯等を踏まえ、長年に亘って培われてきた修繕技術やノウハウ等を今後の保全業務に効果的にフィードバックさせることこそが、本団体としての使命であり、かつ強味でもあるため、修繕事業については引き続き、これまでの役割分担(市=新築・増築・改築、公社=修繕)を基本とした執行体制で臨むこととしました。 また、入札の効率性・透明性の向上等、経営改善の更なる推進とともに、市と公社との情報交換の活性化による密接な協力関係の構築を通じて、一層効率的な組織運営に努めていきます。 		

【協約の概要】

- 修繕事業では、「安全」、「迅速」、「高品質」な施工を引き続き進め、施設管理者の修繕工事に対する満足度の維持を図ります。
- 調査研究事業では、建築基準法第12条点検の対象施設を執行体制の整備を図りながら拡大します。
- 普及啓発事業では、安全意識の向上につながる研修会や技術力の向上、修繕技術の質の向上のため、長寿命化対策等、研修参加者のニーズに適合した研修会を開催し、研修参加者及び研修満足度を維持します。
- 組織運営では、電子入札の導入と入札等評価委員会の設置を行います。この委員会の意見や評価を踏まえて、PDC Aサイクルで取組み、より一層の透明性確保や業務改善につなげていきます。
- 人材育成では、固有職員の課長職への登用を進めます。

区分	協約期間の主要目標	25年度実績	29年度目標
公益的使命の達成に 向けた取組	①施設管理者の修繕工事に対する満足度の維持 ・営繕積算システム(RIBC)の導入・活用 ②建築基準法第12条点検の実施及び点検データの蓄積	①工事満足度93% ・設備工事で一部活用 ②建築141施設、建築設備448施設	①工事満足度93% ・完全活用 ②建築160施設、建築設備470施設
	研修会参加者数(開催回数)・研修の満足度維持	706名(4回)・研修満足度92%	710名(4回)・研修満足度92%
財務の改善に 向けた取組及び 業務・組織の改革	①効率的で透明性が高い入札等業務の運営 ②固有職員の管理職登用	①入札を書面で実施 開札：34日、350時間 ・入札等評価委員会未設置 ②固有職員管理職 係長7名 課長以上0名	①電子入札実施 開札：なし ・入札等評価委員会運営 ②固有職員課長職3名程度

素案に対する横浜市外郭団体等経営向上委員会の答申

団体経営の方向性 (団体分類)	引き続き経営の向上に 取り組む団体	方向性に関する意見	団体との役割分担については、市としての整理が一定程度図られたと考える。 なお、入札業務のあり方については、市の業務の効率化とあわせて中長期的な課題として検討すること。
関連意見 (市及び団体で 検討にあたって の参考とすべき もの)	<ul style="list-style-type: none"> 建物に関する情報やノウハウの共有・継承等を考慮すると、新築から修繕まで一体的に行う方が合理的である。 所管局は、横浜市の一セクションであることを十分認識し、全市的な観点で保有資産の活用に向けた調整を行うべきである。 		

【参考】横浜市外郭団体等経営向上委員会等について

1 経営向上委員会概要

設置根拠	横浜市外郭団体等経営向上委員会条例（平成 26 年 9 月 25 日施行）
設置目的	外郭団体等のより適正な経営の確保を図るとともに、外郭団体等に関して適切な関与を行うため
委員 (任期 2 年)	大野 功一（関東学院大学 経済学部教授）【委員長】
	遠藤 淳子（遠藤淳子公認会計士事務所 公認会計士）
	大江 栄（エフ・ブルーム（株）代表取締役 中小企業診断士）
	嶋志田 晃（横浜市立大学 学術院国際総合科学群経営学コース教授）
設置	平成 26 年 10 月 21 日
所掌事務	<ol style="list-style-type: none"> 1 外郭団体等のより適正な経営を確保するための仕組み及び外郭団体等に対する市の関与の在り方に関する事 2 外郭団体等の経営に関する方針等及びその実施状況の評価に関する事 3 外郭団体等の設立、解散、合併等に関する事 4 その他外郭団体等に関し市長が必要と認める事項

2 経営向上委員会における 26 年度審議内容

(1) 協約マネジメントサイクルの改善について

	新たな協約	従前（第 3 期協約等）
協約の位置づけ及び策定プロセス	市の方針と協約目標を一体のものとして、市と団体が協議して策定。	市が示す改革方針を基に団体が協約目標を設定。
協約期間	3 年を基本として、団体の実状を踏まえた期間を個別に設定（最長 5 年）。	全団体で同一の期間（第 3 期協約では 3 年）を設定。
評価手法	毎年度、「横浜市外郭団体等経営向上委員会」で点検を実施し、経営全体に係る総合的な評価を実施。	協約期間終了後、監査法人を活用した数値に基づく客観的な評価を実施。

(2) 27 年度以降の団体経営の方向性及び協約について

ア 審議対象団体

市外郭団体全 38 団体

イ 審議の進め方

これまでに策定した、「経営改革に関する方針」及び「第 3 期協約」を出発点として、経営改革の取組状況や、団体を取りまく環境の変化等を踏まえて、団体の公益的使命等を再確認し、団体ごとに、経営の方向性や協約について審議を実施しました。

3 新たな協約案策定に係る今後のスケジュール

平成 27 年 3 月 経営向上委員会に協約の最終案を提出

平成 27 年 3 月末 団体ごとの協約を確定、公表